

平成26年度

尾三消防組合人事行政の運営等の状況

尾三消防組合

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	
(1)	職員数	1
(2)	職員採用試験の状況	1
(3)	職員の採用状況	1
(4)	職員の退職状況	1
2	職員の給与の状況	
(1)	人件費の状況	1
(2)	職員の平均給料月額及び平均年齢	2
(3)	職員の初任給の状況	2
(4)	経験年数・学歴別平均給料月額	2
(5)	職員の級別職員数と構成比	2
(6)	職員の手当の状況	3
(7)	特別職の報酬	4
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1)	勤務時間・休日	4
(2)	休暇制度	5
(3)	年次有給休暇の取得状況	7
(4)	介護休暇の取得日数	7
(5)	育児休業の取得日数	7
4	職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1)	分限処分	7
(2)	懲戒処分	8
5	職員のサービスの状況	
(1)	サービスの態度に関する実施状況	8
(2)	営利企業等への従事許可の状況	8
6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1)	職員研修の概要	9
(2)	勤務成績の評定の概要	10
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1)	共済組合負担金	11
(2)	職員共助会	11
(3)	安全衛生管理	11
(4)	公務災害補償制度	12
(5)	勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況	12
(6)	不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況	12

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数			主な増減理由
	平成 25 年度	平成 26 年度	増 減 数	
消 防 職 員	207 人	205 人	△2 人	退職に伴う職員採用を行った。 退職者の再任用を行った。
うち女性職員	5 人	5 人	0 人	

(注) 他の地方公共団体へ派遣している職員及び再任用職員を含む。

(2) 職員採用試験の状況（平成 26 年度消防職員採用候補者試験）

試験区分	募集人数	申込者	受験者	最終合格者	採用者
大 学 卒	若干名	42 人	31 人	5 人	4 人
短大・高校卒		17 人	16 人	3 人	2 人
合 計		59 人	47 人	8 人	6 人

(3) 職員の採用状況（平成 26 年 4 月 1 日採用）

採用区分 職種区分	採用試験	人事交流による採用	合 計
消防吏員	4 人	0 人	4 人

(4) 職員の退職状況（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

退職区分 職種区分	定年退職	自己都合退職	勸奨退職	死亡退職	合 計
消防吏員	4 人	2 人	0 人	0 人	6 人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	25 年度人件費率
2,239,792,676 円	1,660,681,893 円	74.1%	77.8%

(2) 職員の平均給料月額及び平均年齢（平成 26 年 4 月 1 日現在）

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
312,145 円	409,642 円	39.15 歳

- (注) 1 平均給料月額とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均です。
2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(3) 職員の初任給の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	初 任 給	採用 2 年目経過日 給 料 額
大学卒	180,800 円	193,500 円

(注) 勤務成績は、良好と仮定

(4) 経験年数・学歴別平均給料月額（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
大学卒	271,063 円	319,425 円	375,400 円

(注) 各経験年数対象職員の平均給料月額を記載（対象職員がない場合は無記入）

(5) 職員の級別職員数と構成比（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	係員	22 人	11%
2 級	係員	26 人	13%
3 級	主任、係員	39 人	19.5%
4 級	係長、主査	49 人	24.5%
5 級	課長補佐	28 人	14%
6 級	専門監、指揮監、副署長、主幹、 消防署の課長、出張所長	26 人	13%
7 級	消防本部の課長、隊長、消防署長	6 人	3%
8 級	消防長、参事、次長	4 人	2%
合 計		200 人	100%

(6) 職員の手当の状況

区 分	内 容		
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.225 月分	0.675 月分
	12 月期	1.375 月分	0.825 月分
	計	2.60 月分	1.50 月分
※ 職制上の段階、職務の級等による加算措置有り。			
退職手当		自己都合	定年・勸奨
	勤続 20 年	21.62	27.025
	勤続 25 年	30.82	36.57
	勤続 35 年	43.7	52.44
	最高限度額	52.44	52.44
※ 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算			
特殊勤務 手当	職員全員に占める手当支給職員 の割合		81.5%
	支給対象職員 1 人当たり 平均支給年額		93,804 円 (平成 26 年度支給額)
	手当の種類 (手当数)		2
	手当の名称		出動手当・深夜特殊業務手当
時間外 勤務手当	支給総額		63,762,284 円 (夜間勤務手当を含む)
	職員 1 人当たり平均支給年額		386,438 円 (夜間勤務手当を含む)
扶養手当	配偶者		13,000 円
	配偶者以外の扶養親族		1 人につき 6,500 円
	配偶者のいない場合の扶養親族 1 人目まで		11,000 円
	配偶者のいない場合の扶養親族 2 人目以上		1 人につき 6,500 円
	満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの間にある子		1 人につき 5,000 円加算
住居手当	借家・借間の場合 (家賃月額 12,000 円を超える場合に限る) 家賃の額に応じ 27,000 円を限度に支給		
通勤手当	自転車等利用者 (2km 以上 (片道) の使用者に対し支給) 距離に応じ月額 2,000 円から 24,400 円を支給		

(7) 特別職の報酬

区 分	報酬年額
管理者	75,000 円
副管理者	60,000 円
議 長	45,000 円
副議長	45,000 円
議 員	45,000 円
監査委員 (識見を有する者の中から選任)	月額 9,000 円
監査委員 (議会の議員の中から選任)	月額 4,500 円
情報公開審査会委員	日額 7,000 円 ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、 日額 20,000 円以内において調整することが できる。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休日

勤務の区分	毎日勤務者	交替制勤務者
勤務時間	8 時 30 分から 17 時 15 分 までの 7 時間 45 分 (休憩時間を除く)	8 時 30 分から翌日 8 時 30 分 までの 15 時間 30 分 (休憩、仮眠時間を除く) (3 週間を平均して 1 週間当たり 38 時間 45 分勤務)
休憩時間	12 時から 13 時まで	12 時から 13 時まで 17 時 15 分から 18 時 15 分まで 21 時 30 分から 22 時まで 上記のほか仮眠時間 6 時間が割り振ら れています。
週休日	日曜日及び土曜日	3 週間につき 6 日
休日	国民の祝日 年末年始 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)	

(2) 休暇制度

休暇名		付与日数	内 容
有 給 休 暇	年次有給 休暇	1年につき20日間	年の中途中で採用された者は採用月に応じて付与する。 翌年に限り20日を限度として繰越可。
	病気休暇	必要と認められる期間（90日以内有給）	負傷、疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇
	特別休暇	必要と認められる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合 ・裁判員、証人、鑑定人及び参考人等として他官公署へ出頭する場合 ・骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供する場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
		7日以内	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合、生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合

	特別休暇	5 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 ・妻が出産する場合で、出産予定日の 8 週間前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合 ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護（負傷、疾病）を行う場合 ・日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の管理者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合
		連続する 5 日間	結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等
		産前 8 週間以内 産後 8 週間	妊娠中及び出産後を通じて引き続く 14 週間以内の期間
		2 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員が生理のため勤務が著しく困難である場合 ・職員の妻が出産する場合
		1～7 日以内	職員の親族が死亡した場合
		1 日 2 回 それぞれ 30 分以内	生後 1 ヶ月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
		1 日	父母の追悼のための特別な行事
無給休暇	介護休暇	6 月以内 (時間単位で給与を減額)	職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居している祖父母、孫及び兄弟姉妹を 2 週間以上の期間にわたり介護する場合
(部分休業)	育児休業	子が 3 歳に達するまで (無給)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 歳に満たない自分の子を養育するため、その子が 3 歳に達するまで育児休業をすることができる。
	部分休業は 1 日を通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 歳に満たない自分の子を養育するた 	

	じて2時間内（時間単位で給与を減額）	め、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間を30分単位で部分休業することができる。
--	--------------------	--

(3) 年次有給休暇の取得状況（4月1日～3月31日）

	平成26年の平均取得日数
日勤者	14.4日
交替制勤務者	13.3日
全職員	12.8日

(4) 介護休暇の取得日数

	介護休暇取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人

(5) 育児休業の取得日数

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0人	0人
女性職員	1人	0人

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職務を十分果たすことができない場合のみ、職員に意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、公務能率の維持向上を図るための制度です。分限処分には、免職、休職、降任及び降給の4種類があります。

分限処分者数

処分事由	処分の種類				合計
	免職	休職	降任	降給	
勤務成績が良くない場合	—	—	—	—	0人

心身の故障の場合	—	—	—	—	0人
職務に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0人
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として、任命権者が職員に制裁として科する処分をいいます。懲戒処分には、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。

懲戒処分者数

処分自由	処分の種類				合計
	戒告	減給	停職	免職	
法令に違反した場合	—	—	—	—	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	—	1	—	—	1人
合 計	0人	1人	0人	0人	0人

5 職員のサービスの状況

(1) サービスの態度に関する実施状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定められた職員としての義務を周知するため、幹部会議や通知文書の掲示により、サービス規律の周知徹底を図っています。

(2) 営利企業等への従事許可の状況

区 分	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ねるもの	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
上記を除き、報酬を得て事業又は事務に従事するもの	12件
合 計	12件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要

各種研修に積極的に参加し、職員の意識改革・能力開発に努めた。

① 市町村職員研修

全10コース 28人

② 尾三消防組合職員研修

平成26年 3回開催 全職員を対象

③ 派遣研修

研修場所及び研修名		受講者	研修日数	研修の目的
消防 大学 校	幹部科	1人	50日	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材の養成
	違反是正講習	1人	5日	査察、違反処理是正業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得
愛 知 県 消 防 学 校	初任科	4人	115日	初任教育を修了し、現地に配属後、直ちに警防隊員として活動できるための知識・技能の修得
	救急科	5人	37日	救急医学に関する基礎知識に基づき、応急処置時における的確な観察・判断能力、応急処置に必要な専門的スキルを修得
	警防科	1人	12日	災害現場における各級指揮者として、警防業務に係る専門知識と技術の向上を図り、消防活動などにおいて、災害の態様に応じて隊員の安全確保に配慮しつつ、適切・効果的な消防戦術を指揮するための技能修得
	救助科	2人	20日	救助活動に係る最新の専門知識及び専門的で高度な技能、技術を修得
	はしご自動車等運用科	1人	5日	はしご自動車等の運用を迅速、的確に実施するための技能、技術を修得
	初級幹部科	1人	10日	消防行政の現状や課題を理解し、上司の補佐及び部下の指導要領を修得
	指揮隊科	1人	5日	指揮隊長として、必要な現場指揮能力及び技術を修得

	火災調査科	1人	10日	火災原因調査にかかる専門知識及び技能を学び、これらを適切に活用した火災調査業務の遂行技能を修得
	外傷・災害対応講習	1人	1日	隊長として各種事故・各種災害による負傷者の外傷処置及び指揮・命令系統、各組織との連携について理解し、災害現場において適切な指揮及び業務の遂行する技能の修得
	救急救命士養成研修	1人	7ヶ月	救急救命士法に定める救急救命士免許の取得のための救急救命士養成所入所期間
	救急救命士就業前病院実習	1人	—	救急救命士の資格を新たに有した職員が就業前に行う実習
	救急救命士再教育	39人	5日	救急救命士が、知識・技術の維持管理を目的に医療機関で行う実習

(2) 勤務成績の評定の概要

業績、執務態度、能力を評価し、昇格、昇給等の人事管理及び勤勉手当の成績率の決定等の基礎資料にしている。

制度の概要	<p>業績、態度、能力の3つの領域で評価を行い、この評価を総合して最終評価を決定する。最終評価はSからDまでの5段階で評価する。</p> <p>S：極めて良好である A：特に良好である B：良好である C：やや良好でない D：良好でない</p> <p>評価の信頼度を向上させるため複数の評価者で評価する。</p>
評価区分	管理職、監督職、一般職
対象者	<p>全職員（以下の者は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤職員 ・ 派遣受入れ職員、休職、病気休暇等により公平な評価が実施困難な職員
評価期間、基準日	<p>評価期間</p> <p>平成26年4月1日から平成27年3月31日</p> <p>基準日</p> <p>平成27年1月1日</p>

評価結果の反映	決定した評語に応じて次のように昇給及び給与に反映している。	
	1 平成27年4月1日の昇給号給数（基準日）	
	勤務成績	54歳以下
	S（極めて良好）	8
	A（特に良好）	6
	B（良好）	4
	C（やや良好でない）	2
	D（良好でない）	0
	管理職は3	55歳以上
	2	0
	0	0
	2 勤勉手当	
	評語に応じ、平成27年度支給の勤勉手当の標準の成績率に管理職員は4%から△4%までを、管理職員以外の職員は2%から△2%までを乗じる。	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（平成26年度）

執行額	一人当たりの負担額
241,237,495 円	1,206,187 円

(2) 職員共助会（平成26年度）

掛金	組合補助金額（交付決定額）	会員数
2,311,980 円	2,311,980 円	205 人

(3) 安全衛生管理（平成26年度）

ア 職員健康診断

項目	検診の種類			
	一般検診（人）	割合（%）	人間ドッグ（人）	割合（%）
受診者	83	41.1	119	58.9
要治療又は精密検査	19	9.41	65	32.2
D1	8	3.96	18	8.91
D2	11	5.45	47	23.27

（備考） D1：治療を要す者

D2：精密検査が必要な者

・人数を数えるにあたって、同一職員にD1、D2の判定があれば、D2に加算。

- ・人数には、出産等により実施できない場合の減数があり、実際の職員数とは異なる場合がある。

(4) 公務災害補償制度

公務上の災害の防止については、任命権者が常に留意し努力すべきことは当然のことですが、不幸にして公務上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）や通勤途上に災害を受けた場合には、災害補償制度が適用されます。

・公務災害認定件数

区 分	認定件数
公務による災害	1 件
通勤による災害	0 件

(5) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適切な措置を講じるよう要求することができます。

区 分	平成26年度
措置要求件数	0 件

(6) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

区 分	平成26年度
不服申立件数	0 件